

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	西目屋村

# 西目屋村鳥獣被害防止計画

令和 8年 2月 9日作成

## <連絡先>

担当部署名	西目屋村産業課
所在地	西目屋村大字田代字神田57
電話番号	0172-85-2111(代表)
FAX番号	0172-85-2590
メールアドレス	nishimeya-soumu@vill.nishimeya.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、ノウサギ、ムクドリ、ヒヨドリ、カケス、タヌキ、アナグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	青森県 西目屋村

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

※ツキノワグマについては令和4年度～令和6年度の平均を現状とする。

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	果 樹（リンゴ、モモ、ブドウ、カキ） 野 菜（カボチャ、スイカ、スイートコーン） 雑 穀（ソバ） 水 稻（イネ）	1,169千円、2.22 ha
ツキノワグマ	果 樹（リンゴ）	4,816千円、1.15 ha
ニホンジカ	果 樹（リンゴ）	166千円、0.04 ha
イノシシ	-	-
アライグマ	-	-
ハクビシン	-	-
ノウサギ	果 樹（リンゴ）	195千円、0.05 ha
ムクドリ	果 樹（リンゴ） 水 稻（イネ）	94千円、0.03 ha
ヒヨドリ	果 樹（リンゴ）	99千円、0.02 ha
カケス	果 樹（リンゴ）	139千円、0.03 ha
タヌキ	野 菜（スイカ）	2千円、0.00 ha
アナグマ	野 菜（イチゴ）	92千円、0.01 ha
計		6,772千円、3.55 ha

## (2) 被害の傾向

### ①ニホンザル

当村の基幹作物であるリンゴへの被害が年間を通して村内全域で発生しており、果実の食害のほか、枝折れ、花芽の被害がある。

過去には山林に隣接している園地の被害が中心となっていたが、農業者の高齢化や鳥獣被害を受けたことによる生産意欲の減退にともない遊休農地が増加し、それと共に農地全域に被害が拡大している。

### ②ツキノワグマ

リンゴの果実や樹体への被害が夏から秋にかけて発生している。被害は山林に隣接している園地が中心だが、近年集落周辺での目撃数が増加した。農林業被害は村内全域で発生している。

### ③ニホンジカ

令和7年度に捕獲されたほか、村内各地区で目撃情報があるため、今後被害拡大が懸念される。

### ④イノシシ

近年、収穫期の水稻を荒らす農作物被害が発生しており、村内全域で目撃情報も増えてきている。

### ⑤アライグマ

農作物被害は確認できていないが、農地のみならず、集落付近での目撃情報が確認されているため、個体数増加に伴う農作物被害の増加が懸念される。

### ⑥ハクビシン

農作物被害は確認できていないが、農地のみならず、集落付近での目撃情報が確認されているため、個体数増加に伴う農作物被害の増加が懸念される。

### ⑦ノウサギ

りんごの花芽の食害や若い枝の樹体被害が確認されていることから、個体数増加に伴う農作物被害の増加が懸念されている。

### ⑧ムクドリ

近年鳥類による果樹被害が拡大しており、深刻化してきている。効果的な解決策がないことから、今後も農作物被害が続くことが懸念される。

### ⑨ヒヨドリ

近年鳥類による果樹被害が拡大しており、深刻化してきている。効果的な解決策がないことから、今後も農作物被害が続くことが懸念される。

### ⑩カケス

近年鳥類による果樹被害が拡大しており、深刻化してきている。効果的な解決策がないことから、今後も農作物被害が続くことが懸念される。

### ⑪タヌキ

収穫期の野菜の食害が発生しており、個体数増加に伴う農作物被害の増加が懸念されている。

### ⑫アナグマ

収穫期の野菜の食害が発生しており、個体数増加に伴う農作物被害の増加が懸念されている。

(3) 被害の軽減目標

①ニホンザル

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	1,169 千円	585 千円
被害面積	2.22 ha	1.11 ha

②ツキノワグマ

※ツキノワグマについては令和4年度～令和6年度の平均を現状とする。

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	4,816 千円	2,408 千円
被害面積	1.15 ha	0.57 ha

③ニホンジカ

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	166 千円	83 千円
被害面積	0.04 ha	0.02 ha

④イノシシ

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	-	-
被害面積	-	-

⑤アライグマ

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	-	-
被害面積	-	-

⑥ハクビシン

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	-	-
被害面積	-	-

⑦ノウサギ

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	195 千円	98 千円
被害面積	0.05 ha	0.03 ha

⑧ムクドリ

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	94 千円	47 千円
被害面積	0.03 ha	0.02 ha

⑨ヒヨドリ

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	99 千円	49 千円
被害面積	0.02 ha	0.01 ha

⑩カケス

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	139 千円	69 千円
被害面積	0.03 ha	0.01 ha

⑪タヌキ

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	2 千円	1 千円
被害面積	0.00 ha	0.00 ha

⑫アナグマ

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	92 千円	46 千円
被害面積	0.01 ha	0.01 ha

⑬合計

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	6,772 千円	3,386 千円
被害面積	3.55 ha	1.78 ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>西目屋村鳥獣被害対策実施隊により、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ等の有害捕獲を行っている。</p>	<p>ニホンザルについては、ハンターが近づくと隣接する林に隠れ射撃できない状況になる。また、捕獲する個体によっては群れが分裂し、被害が拡大する恐れがあるため、捕獲個体の選定に工夫が必要である。</p> <p>ツキノワグマは出没件数が多い年は、早朝・夕方に限らず、日中でも住宅地付近を歩行している姿が目撃されており、銃器による捕獲が困難であるため、箱わなの設置に工夫が必要である。</p> <p>ニホンジカやイノシシは、近年被害が確認されてきているが、くくりわなによる捕獲ができていないことから、実施隊の技術の向上が必要である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>ニホンザルによる深刻な被害を防ぐため、りんご園地を中心に設置した耐雪型電気柵の修繕に要する資材を村が無償で提供している。</p> <p>また、簡易電気柵の設置や追払い機、忌避剤の導入等に補助金を交付し、防除体制の整備を推進している。</p> <p>ほか、農家へロケット花火を無償提供し自衛体制の強化を行っている。</p>	<p>過去に設置した耐雪型電気柵の効果は、非常に高かったが、農業者の高齢化に伴う共同管理体制の崩壊が発生しており、電気柵の効果は薄れてきている。</p> <p>簡易電気柵を設置した農地については、ツキノワグマの被害はほとんど見受けられなくなったが、ニホンザルが隣接する樹木から飛び越えて園地に進入するケースが発生している。柵の設置の工夫や効果的な追払い方法を農家に提案し、さらなる自衛体制の強化が課題である。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>放任果樹について、村農業委員会による現地確認等の実施により、放任果樹の伐採や適切な管理について指導を行っている。</p>	<p>緩衝体の設置や、鳥獣の習性を理解した上での被害防止対策について、農家だけではなく、実施隊や行政も知識・経験を積み、その普及を促すための情報発信が必要である。</p>

#### (5) 今後の取組方針

- ・ニホンザルについては、簡易電気柵による防除、センサーカメラによる生息状況調査結果を活用して、わなにより群れ毎に捕獲、追払いなど取組を最適化して被害防止対策を実施する。
- ・ツキノワグマについては、近年、集落付近での目撃が多く、園地の被害も多く発生していることから、出没地域で箱わなによる捕獲を行うほか、必要に応じて銃器による捕獲を行う。また、簡易電気柵の設置や追払いなど、農家自身による防除体制を強化する。
- ・ニホンジカについては、近年、目撃情報の増えてきていることから、実施隊の捕獲技術の向上や巡視の強化など、地域に定着しないよう取組を進めていく。
- ・イノシシについては、近年、目撃情報の増えてきていることから、実施隊の捕獲技術の向上や巡視の強化など、地域に定着しないよう取組を進めていく。
- ・アライグマについては、有害鳥獣捕獲の許可を出し、箱わなの設置による被害防止に努め、地域に定着しないよう取組を進めていく。
- ・ハクビシンについては、有害鳥獣捕獲の許可を出し、箱わなの設置による被害防止に努め、地域に定着しないよう取組を進めていく。
- ・ノウサギについては、有害鳥獣捕獲の許可を出し、箱わなの設置による被害防止に努め、地域に定着しないよう取組を進めていく。
- ・ムクドリについては、関係機関と連携を図りながら、効果的な防除策を探っていく。
- ・ヒヨドリについては、関係機関と連携を図りながら、効果的な防除策を探っていく。
- ・カケスについては、関係機関と連携を図りながら、効果的な防除策を探っていく。
- ・タヌキについては、有害鳥獣捕獲の許可を出し、箱わなの設置による被害防止に努め、地域に定着しないよう取組を進めていく。
- ・アナグマについては、有害鳥獣捕獲の許可を出し、箱わなの設置による被害防止に努め、地域に定着しないよう取組を進めていく。
- ・被害農家及び農協職員等から被害状況の聞き取りを行い、被害内容等の情報収集を図る。
- ・実施隊員は、各種研修を受講し、習得した知識、技術をもとに鳥獣被害防止対策の実施について地域住民への啓発活動を行う。
- ・集落における電気柵の共同管理や追い払いの協力体制を再構築していくため、住民に対する意識啓発を行っていく。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・西目屋村は、引き続き西目屋村鳥獣被害対策実施隊を組織し、狩猟免許を所持する鳥獣被害対策実施隊員を対象鳥獣捕獲員として、任命又は指名し、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、ノウサギ、ムクドリ、ヒヨドリ、カケス、タヌキ、アナグマの有害鳥獣の捕獲等に従事させる。
- ※別紙捕獲体制図を参照
- ・また、実施隊員の中から数名を農地巡視員として雇用し、被害状況の聞き取りを行い、被害内容等の情報収集を図るとともに、園地への檻の設置等、迅速な捕獲対策を実施する。
- ・農林業被害を防止するため、わなや猟銃（ライフル銃を除く）を使用した有害鳥獣捕獲を基本とするが、ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシに対しては、これらの方法での捕獲が困難な場合は、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。
- ・関係機関・団体と連携し、被害状況を把握・共有する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度 ～ 10年度	ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ アライグマ ハクビシン ノウサギ ムクドリ ヒヨドリ カケス タヌキ アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟免許取得者の確保育成に努める。</li> <li>・被害農家及び農協職員等からの被害状況の聞き取りを元に、効果的な被害防止方法を検討する。</li> <li>・センサーカメラを設置し、生息状況の把握に努めるとともに、その情報を元に捕獲対策を行う。</li> <li>・取り外し可能な簡易電気柵の導入を推進する。</li> </ul>

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>① ニホンザル</p> <p>令和4～6年度の捕獲実績は、年平均22頭であったが、農地だけでなく集落周辺でも出没報告があることから、対策を継続することとし、捕獲計画数を120頭とする。</p> <p>(捕獲実績 4年度：22頭 5年度35頭 6年度：10頭＝合計：67頭)</p>

② ツキノワグマ

令和4～6年度の捕獲実績は、年平均30頭であった。引き続き、リンゴ等の食害及び人的被害を防止するため、出沒時に捕獲を実施し、捕獲計画頭数を100頭とする。

(捕獲実績 4年度：7頭 5年度：72頭 6年度：10頭＝合計：89頭)

③ ニホンジカ

高い繁殖率を持つニホンジカの特性を考慮し、被害が発生する前に個体数の増加を防ぐことを目的として、可能な限り捕獲を行う。

(捕獲実績 4年度：一頭 5年度：一頭 6年度：一頭＝合計：一頭)

④ イノシシ

高い繁殖率を持つイノシシの特性を考慮し、被害が発生する前に個体数の増加を防ぐことを目的として、可能な限り捕獲を行う。

⑤ アライグマ

家屋への被害等の恐れがあることを考慮し被害が発生する前に個体数の増加を防ぐことを目的として、可能な限り箱わなによる捕獲を行う。

⑥ ハクビシン

高い繁殖率を持つハクビシンの特性を考慮し、被害が発生する前に個体数の増加を防ぐことを目的として、可能な限り捕獲を行う。

(捕獲実績 4年度：25頭 5年度：14頭 6年度：3頭＝合計：42頭)

⑦ ノウサギ

これまで捕獲実績は少ないが、農作物被害等の恐れがあることを考慮し被害が発生する前に個体数の増加を防ぐことを目的として、必要最小数の捕獲を行う。

⑧ ムクドリ

果樹の食害が懸念されており、捕獲計画数は必要最小数とする。

⑨ ヒヨドリ

果樹の食害が懸念されており、捕獲計画数は必要最小数とする。

⑩ カケス

果樹の食害が懸念されており、捕獲計画数は必要最小数とする。

⑪ タヌキ

これまで捕獲実績は少ないが、農作物被害等の恐れがあることを考慮し被害が発生する前に個体数の増加を防ぐことを目的として、必要最小数の箱わなによる捕獲を行う。

⑫ アナグマ

これまで捕獲実績は少ないが、農作物被害等の恐れがあることを考慮し被害が発生する前に個体数の増加を防ぐことを目的として、必要最小数の箱わなによる捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
ニホンザル	120	120	120
ツキノワグマ	100	100	100
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ノウサギ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ムクドリ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ヒヨドリ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
カケス	必要最小数	必要最小数	必要最小数
タヌキ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
アナグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数

## 捕獲等の取組内容

### 【ニホンザル】

1年間を通じて農作物被害を及ぼす個体について、箱わな及び銃器による捕獲を行う。

### 【ツキノワグマ】

春期、夏期、秋期の農作物被害が多発する期間において、出没状況に合わせて被害を及ぼす個体及び被害を及ぼす恐れのある個体について、銃器及び箱わなによる捕獲を行う。

### 【ニホンジカ】

1年間を通じて、銃器及び箱わなによる捕獲を行う。

高い繁殖率を持つニホンジカの特性を考慮し、被害が発生する前に個体数の増加を防ぐことを目的として、可能な限り捕獲を行う。

### 【イノシシ】

1年間を通じて、銃器及び箱わなによる捕獲を行う。

高い繁殖率を持つイノシシの特性を考慮し、被害が発生する前に個体数の増加を防ぐことを目的として、可能な限り捕獲を行う。

### 【アライグマ】

1年間を通じて農作物被害や家屋被害を及ぼす恐れがあることを考慮し、被害が発生する前に個体数の増加を防ぐことを目的として、可能な限り箱わなによる捕獲を行う。

### 【ハクビシン】

1年間を通じて農作物被害や家屋被害を及ぼす恐れがあることを考慮し、被害が発生する前に個体数の増加を防ぐことを目的として、可能な限り箱わなによる捕獲を行う。

### 【ノウサギ】

積雪時に銃器（ライフル銃を除く）により捕獲する。

### 【ムクドリ】

収穫期に銃器（ライフル銃を除く）により捕獲する。

### 【ヒヨドリ】

収穫期に銃器（ライフル銃を除く）により捕獲する。

### 【カケス】

収穫期に銃器（ライフル銃を除く）により捕獲する。

### 【タヌキ】

1年間を通じて農作物被害や家屋被害を及ぼす恐れがあることを考慮し、被害が発生する前に個体数の増加を防ぐことを目的として、箱わなによる捕獲を行う。

### 【アナグマ】

1年間を通じて農作物被害や家屋被害を及ぼす恐れがあることを考慮し、被害が発生する前に個体数の増加を防ぐことを目的として、箱わなによる捕獲を行う。

ライフル銃により捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの捕獲は、箱わなを基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
無し（権限委譲済み）	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	8年度	9年度	10年度
ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ アライグマ ハクビシン ノウサギ タヌキ アナグマ	電気柵（簡易型） 200m	電気柵（簡易型） 200m	電気柵（簡易型） 200m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	8年度	9年度	10年度
ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ アライグマ ハクビシン ノウサギ タヌキ アナグマ	電気柵（簡易型） 200m	電気柵（簡易型） 200m	電気柵（簡易型） 200m

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

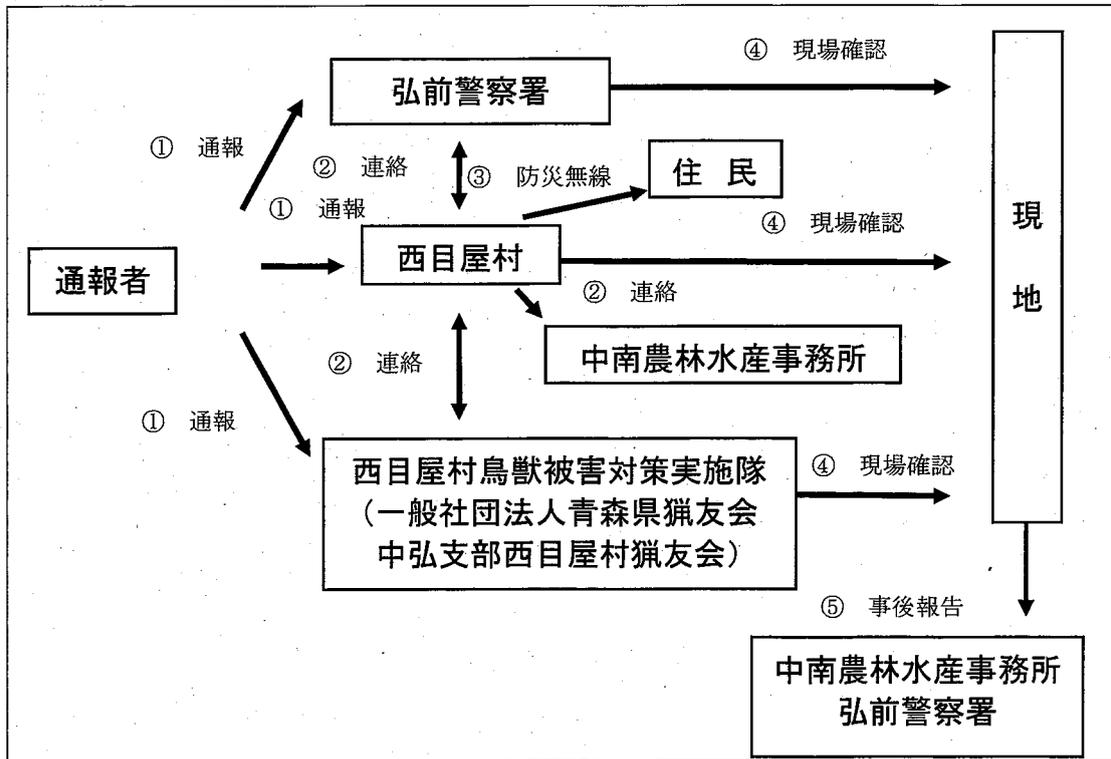
年度	対象鳥獣	取組内容
8年度 ～ 10年度	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止対策実施隊による追払い活動</li> <li>・侵入防止柵の適正管理</li> <li>・緩衝帯の設置</li> </ul>
	ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線放送による注意喚起</li> <li>・侵入防止柵の適正管理</li> <li>・緩衝帯の設置</li> </ul>
	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民へのニホンジカ被害に関する啓発活動</li> <li>・目撃情報の収集</li> </ul>
	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民へのイノシシ被害に関する啓発活動</li> <li>・目撃情報の収集</li> </ul>
	アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民へのアライグマ被害に関する啓発活動</li> <li>・目撃情報の収集</li> </ul>
	ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民へのハクビシン被害に関する啓発活動</li> <li>・目撃情報の収集</li> </ul>
	ノウサギ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民へのノウサギ被害に関する啓発活動</li> <li>・目撃情報の収集</li> </ul>
	ムクドリ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民へのムクドリ被害に関する啓発活動</li> <li>・目撃情報の収集</li> </ul>
	ヒヨドリ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民へのヒヨドリ被害に関する啓発活動</li> <li>・目撃情報の収集</li> </ul>
	カケス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民へのカケス被害に関する啓発活動</li> <li>・目撃情報の収集</li> </ul>
	タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民へのタヌキ被害に関する啓発活動</li> <li>・目撃情報の収集</li> </ul>
	アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民へのアナグマ被害に関する啓発活動</li> <li>・目撃情報の収集</li> </ul>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の役割	役割
西目屋村産業課	防災無線等を利用し、住民へ周知するとともに、県及び警察、実施隊と連携した対応を図る。
中南農林水産事務所	村と連携した対応を図る。
西目屋村鳥獣被害対策実施隊 (一般社団法人青森県猟友会 中弘支部西目屋村猟友会)	村と連携し、緊急捕獲等の対応を図る。
弘前警察署	銃器等の取扱いに関する助言指導を行うとともに、村と連携した対応を図る。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ニホンザルについては、埋設処分とする。  
ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシについては、埋設、自家消費又はジビエ利用し、自家消費された解体後の残さ等は埋設処分とする。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	整備した食肉加工施設では、食品衛生法や野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針を遵守し、安全を確保する。 ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシについては、食肉としての利用に適するものは、整備した食肉加工施設で処理して地域資源としての活用を行うとともに、自家消費による利用を推奨し、ジビエ認知の啓発を行う。
ペットフード	食品加工に向かない内臓等についてはペットフードとして有効な利活用を図る。
皮革	食品加工処理の行程で剥皮した皮については、革製品として有効な利活用を図り、地域の特産品として商品化を進めている。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	油脂、骨、皮製品については有効な利活用方法を探り、特産品として商品化できるよう努める。

### (2) 処理加工施設の実施

食肉加工処理施設にあつては「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針」に基づき適正に処理できる環境を整備し、保健所の許可を受け、食品衛生法を遵守し安全を確保する。

施設の運営にあつては「食品衛生責任者」を1名設置するものとし、施設や設備の点検を適切に実施することで食品衛生上の安全を確保する。

### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

農林水産省補助事業の一環で実施される利活用技術者育成研修に参加し、適切な処理方法や施設管理方法等についての知識・技術の習得に努める。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	西目屋村鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
西目屋村農業委員会	対象鳥獣関連情報及び被害防止対策技術の提供を行う。
一般社団法人青森県猟友会 中弘支部西目屋村猟友会	対象鳥獣関連情報の提供と対象鳥獣捕獲の実施を行う。
つがる弘前農業協同組合	対象地域を巡回し、被害農家へ営農指導、情報提供を行う。
農地巡視員	対象鳥獣関連情報の提供と対象鳥獣捕獲の実施を行う。
西目屋村産業課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東北森林管理局 津軽森林管理署	オブザーバーとして国有林に関する情報の提供、被害防止関連の情報交換等を行う。
環境省西目屋自然保護 官事務所	白神山地及びその周辺地域に係るニホンジカ対策に関する情報交換を行う。
弘前地方森林組合	林業被害に関する情報の収集及び提供を行う。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和8年度に、西目屋村職員（村長が指名した職員）と村長が任命した者で鳥獣被害防止特措法第9条に定める鳥獣被害対策実施隊を結成し、捕獲、被害防止対策の普及啓発等、村内の被害対策についての取り組みを進めていく。

名称：西目屋村鳥獣被害防止対策実施隊

役割分担：

#### ① 捕獲の実施

・農地巡視員（西目屋村産業課職員3名）西目屋村猟友会（25名）

#### ② 農地の巡視、施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査

・西目屋村産業課職員8名（うち農地巡視員3名）

※実施体制は、別紙捕獲体制図を参照

※実施隊員数は、令和7年4月1日現在

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣対策に関する研修会等に協議会構成員が積極的に参加し、そこで得た有効な対策等の知識を被害地域の農家に普及啓発し、防止対策を一体となって推進していく。

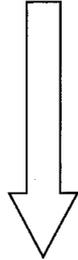
また、近隣市町村と情報を共有化し、連携した対策の取り組みを検討する。

### 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣の捕獲等に関して、隣接する市町村や関係機関と連携を図っていく。

捕獲体制図

西目屋村長



- ・ 一般社団法人青森県猟友会中弘支部西目屋村猟友会、西目屋村産業課職員から任命又は指名する。
- ・ 狩猟免許を所持している隊員は、対象鳥獣捕獲員とする。
- ・ 対象鳥獣の捕獲を指示する。

**西目屋村鳥獣被害対策実施隊**

隊長 1名

副隊長 1名

隊員 西目屋村猟友会会員、西目屋村産業課職員（農地巡視員含む）

事務局 西目屋村産業課

**実施隊の主な役割**

- ・ 被害地域の巡回パトロールの実施と情報収集
- ・ 対象鳥獣の捕獲等の実施
- ・ 被害地域の住民と連携する追払い活動の実施